

付属資料

1 第6次朝日町総合計画における 24 施策分野と SDGs の 17 のゴールの関係

(1) SDGs の 17 のゴールと自治体行政の果たしうる役割

国は、自治体において、SDGs を活用することで、客観的な自己分析により、特に注力すべき政策課題の明確化や、経済・社会・環境の三側面の相互関連性の把握による政策の推進の全体最適化が実現するとしています。




また、自治体と各ステークホルダー間において、SDGs という共通言語を持つことにより、政策目標の共有と連携促進、パートナーシップの深化が実現するとしています。

したがって、SDGs の 17 の目標に紐付く 169 のターゲットの達成を目指すことが、日本の各地域における諸問題の解決に貢献し、地方創生を推進するものであるとしています。

なお、本町においても SDGs は、「持続可能なまちづくり」を推進し、地域や生活、さらには私たちの住む町がこれからもずっと住みよい町であり続けるために必要なものと考えます。



1) SDGs の 17 のゴールと自治体行政の関係

SDGs の 17 の目標が我が国の自治体行政とどのような関係にあり、そのゴールの達成に向けて貢献し得るかについて検討され、次のとおり示されています。

	<p>貧困</p>	<p>【目標1】あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。 自治体行政は貧困で生活に苦しむ人々を支援する上で最も適したポジションにいます。各自治体において、すべての市民が必要最低限の暮らしを確保することができるよう、きめ細やかな支援策が求められています。</p>
	<p>飢餓</p>	<p>【目標2】飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。 自治体は土地や水資源を含む自然資産を活用して農業や畜産などの食料生産の支援を行うことが可能です。そのためにも適切な土地利用計画が不可欠です。公的・私的な土地で都市農業を含む食料生産活動を推進し、安全な食料確保に貢献することもできます。</p>
	<p>保健</p>	<p>【目標3】あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。 住民の健康維持は自治体の保健福祉行政の根幹です。国民皆保険制度の運営も住民の健康維持に貢献しています。都市環境を良好に保つことが住民の健康状態の維持・改善に必要であるという研究も報告されています。</p>

 <p>4 質の高い教育を みんなに</p>	<p>教育</p>	<p>【目標4】すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。</p> <p>教育の中でも特に義務教育等の初等教育においては自治体が果たすべき役割は非常に大きいといえます。地域住民の知的レベルを引き上げるためにも、学校教育と社会教育の両面における自治体行政の取り組みは重要です。</p>
 <p>5 ジェンダー平等を 実現しよう</p>	<p>ジェンダー</p>	<p>【目標5】ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化（エンパワーメント）を行う。</p> <p>自治体による女性や子供等の弱者の人権を守る取り組みは大変重要です。また、自治体行政や社会システムにジェンダー平等を反映させるために、行政職員や審議会委員等における女性の割合を増やすのも重要な取り組みといえます。</p>
 <p>6 安全な水とトイレ を世界中に</p>	<p>水・衛生</p>	<p>【目標6】すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。</p> <p>安全で清潔な水へのアクセスは住民の日常生活を支える基盤です。水道事業は自治体の行政サービスとして提供されることが多く、水源地の環境保全を通して水質を良好に保つことも自治体の大事な責務です。</p>
 <p>7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに</p>	<p>エネルギー</p>	<p>【目標7】すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。</p> <p>公共建築物に対して率先して省エネや再エネ利用を推進したり、住民が省／再エネ対策を推進するのを支援する等、安価かつ効率的で信頼性の高い持続可能なエネルギー源利用のアクセスを増やすことも自治体の大きな役割といえます。</p>
 <p>8 働きがいも 経済成長も</p>	<p>経済成長と 雇用</p>	<p>【目標8】包摂的かつ持続可能な経済成長、及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する。</p> <p>自治体は経済成長戦略の策定を通して地域経済の活性化や雇用の創出に直接的に関与することができます。また、勤務環境の改善や社会サービスの制度整備を通して労働者の待遇を改善することも可能な立場にあります。</p>
 <p>9 産業と技術革新の 基盤をつくろう</p>	<p>インフラ、 産業化、 イノベーション</p>	<p>【目標9】強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進、及びイノベーションの推進を図る。</p> <p>自治体は地域のインフラ整備に対して極めて大きな役割を有しています。地域経済の活性化戦略の中に、地元企業の支援などを盛り込むことで新たな産業やイノベーションを創出することにも貢献することができます。</p>

	<p>不平等</p>	<p>【目標10】 各国内及び各国間の不平等を是正する。 差別や偏見の解消を推進する上でも自治体は主導的な役割を担うことができます。少数意見を吸い上げつつ、不公平・不平等のないまちづくりを行うことが求められています。</p>
	<p>持続可能な都市</p>	<p>【目標11】 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する。 包摂的で、安全、レジリエントで持続可能なまちづくりを進めることは首長や自治体行政職員にとって究極的な目標であり、存在理由そのものです。都市化が進む世界の中で自治体行政の果たし得る役割は益々大きくなっています。</p>
	<p>持続可能な生産と消費</p>	<p>【目標12】 持続可能な生産消費形態を確保する。 環境負荷削減を進める上で持続可能な生産と消費は非常に重要なテーマです。これを推進するためには市民一人一人の意識や行動を見直す必要があります。省エネや3Rの徹底など、市民対象の環境教育などを行うことで自治体はこの流れを加速させることが可能です。</p>
	<p>気候変動</p>	<p>【目標13】 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。 気候変動問題は年々深刻化し、既に多くの形でその影響は顕在化しています。従来の温室効果ガス削減といった緩和策だけでなく、気候変動に備えた適応策の検討と策定を各自治体で行うことが求められています。</p>
	<p>海洋資源</p>	<p>【目標14】 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。 海洋汚染の原因の8割は陸上の活動に起因しているといわれています。まちの中で発生した汚染が河川等を通して海洋に流れ出ることがないように、臨海都市だけでなくすべての自治体で汚染対策を講じることが重要です。</p>
	<p>陸上資源</p>	<p>【目標15】 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。 自然生態系の保護と土地利用計画は密接な関係があり、自治体が大きな役割を有するといえます。自然資産を広域に保護するためには、自治体単独で対策を講じるのではなく、国や周辺自治体、その他関係者との連携が不可欠です。</p>

 <p>16 平和と公正もすべての人に</p>	<p>平和</p>	<p>【目標 16】持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。</p> <p>平和で公正な社会を作る上でも自治体は大きな責務を負っています。地域内の多くの町民の参画を促して参加型の行政を推進して、暴力や犯罪を減らすのも自治体の役割といえます。</p>
 <p>17 パートナリシップで目標を達成しよう</p>	<p>実施手段</p>	<p>【目標 17】持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。</p> <p>自治体は公的／民間セクター、市民、NGO／NPOなどの多くの関係者を結び付け、パートナーシップの推進を担う中核的な存在になり得ます。持続可能な世界を構築していく上で多様な主体の協力関係を築くことは極めて重要です。</p>

出典：一般財団法人建築環境・省エネルギー機構「私たちのまちにとっての SDGs（持続可能な開発目標）―導入のためのガイドライン―」

(2) 第6次朝日町総合計画における24施策分野とSDGsの17のゴールの関係

第6次朝日町総合計画で取り組む方向性は、国際社会全体の開発目標であるSDGsの目指す17の目標とスケールは違うものの、その目指すべき方向性は同様であることから、本計画の推進を図ることで、SDGsの目標達成に資するものと考えます。

なお、本計画における24の施策分野とSDGsの17のゴールの関係は次のとおりです。

施策No.	基本目標	基本施策	1 貧困をなくそう	2 気候変動をゼロに	3 すべての人に健康と福祉を	4 質の高い教育をみんなに	5 ジェンダー平等を実現しよう	6 安全な水とトイレを世界中に
1	基本目標① 誰もが健やかでいきいきと暮らせるまちづくり 【子育て・福祉・保健・医療】	①子育て支援の充実	●	●	●	●	●	
2		②高齢者福祉・介護保険の充実			●			
3		③障がい者施策の充実	●		●	●		
4		④健康づくりの推進		●	●		●	
5		⑤地域福祉の推進	●		●	●		
6		⑥社会保障の充実	●	●	●		●	
7	基本目標② 夢・希望に満ちた人づくりと歴史・文化の香るまちづくり 【教育・文化】	①学校教育の充実	●		●	●	●	
8		②国際社会に向けた人材育成				●		
9		③青少年の健全育成	●		●	●	●	
10		④生涯学習の推進				●		
11		⑤スポーツの振興			●			
12		⑥歴史・文化の継承と活用				●		
13	基本目標③ 安全・安心で快適なまちづくり 【都市基盤・環境】	①防災・消防の充実					●	
14		②防犯・交通安全の充実			●	●	●	
15		③都市基盤の整備・充実			●			●
16		④計画的な土地利用と景観形成の推進			●			●
17		⑤循環型社会の推進と環境保全			●	●		●
18	基本目標④ 活力と賑わいのある産業のまちづくり 【産業】	①農業の振興		●				
19		②商工業の振興と雇用対策		●				
20		③観光・交流資源の創出						
21	基本目標⑤ 町民と行政が一体となった協働のまちづくり 【コミュニティ・行財政】	①協働のまちづくりの推進とコミュニティの育成				●		
22		②人権の尊重と男女共同参画の推進	●		●	●	●	
23		③情報化及び効率的な行政運営・民間委託の推進						
24		④健全な財政運営の推進と自主財源の確保						

付属資料

施策 No.	7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに	8 働きがいも 健康増進も	9 産業と地域経済の 循環をつくり出す	10 人対人の不平等 をなくす	11 社会経済的に 安全なまちを	12 つくる責任 つかう責任	13 気候変動に 具体的な対策を	14 海の豊かさを 保つ	15 陸の豊かさも 保つ	16 平和と公正を すべての人に	17 パートナーシップで 目標を達成しよう
1				●						●	●
2				●						●	●
3		●		●							●
4							●			●	●
5				●						●	●
6		●		●						●	●
7				●						●	●
8				●	●					●	●
9										●	●
10											●
11											●
12					●						●
13					●		●				●
14					●	●				●	●
15			●		●		●	●			●
16			●		●		●	●			●
17	●				●	●	●	●	●		●
18		●	●		●			●			●
19		●	●			●					●
20		●	●			●					●
21				●						●	●
22		●		●						●	●
23					●					●	●
24					●					●	●

2 策定の経緯

第6次朝日町総合計画後期基本計画策定の経緯

行政

令和6年11月22日	第1回策定委員会
令和7年 2月26日	第2回策定委員会
令和7年 5月28日	第1回策定幹事会
令和7年 6月12日	第3回策定委員会
令和7年 8月29日	第2回策定幹事会
令和7年10月 1日	第3回策定幹事会
令和7年11月25日	第4回策定委員会
令和7年11月28日	第4回策定幹事会

総合計画審議会

令和7年 6月30日	第1回朝日町総合計画審議会
令和7年 9月 2日	第2回朝日町総合計画審議会
令和7年10月 1日	第3回朝日町総合計画審議会
令和7年12月 8日	第4回朝日町総合計画審議会
令和8年 2月26日	第5回朝日町総合計画審議会

議会

令和7年 3月18日	全員協議会にて計画策定の進捗状況を報告
令和7年 8月18日	全員協議会にて計画策定の進捗状況を報告
令和7年 9月10日	全員協議会にて計画策定の進捗状況を報告
令和7年12月10日	全員協議会にて計画策定の進捗状況を報告
令和8年 3月16日	全員協議会にて第6次朝日町総合計画後期基本計画を報告

その他

令和6年10月 1日	～10月21日	まちづくりアンケート調査を実施
令和7年10月11日		中学生ミライ会議を実施
令和7年12月		自治区から意見を募集
令和7年12月		各種団体から意見を募集
令和8年 1月 5日	～ 2月 5日	パブリックコメントを実施

3 第6次朝日町総合計画審議会委員名簿

第6次朝日町総合計画審議会委員名簿 (朝日町総合計画審議会要綱順 敬称略)

会 長	小 林 慶太郎	(四日市大学 副学長 総合政策学部教授)
副会長	矢 野 晶 久	(学校運営協議会委員)
委 員	北 村 登	(議会議員)
委 員	井 上 真 理	(議会議員)
委 員	東 勝 久	(自治区長会会長)
委 員	水 谷 泰 治	(町民代表)
委 員	大 塚 久美子	(町民代表)
委 員	大 鷹 昌 司	(朝日町老人クラブ連合会会長)
委 員	山 本 淑 子	(アイリスあさひ会長)
委 員	加 藤 貴 也	(三重大学大学院 地域イノベーション学研究科准教授)

**第6次朝日町総合計画後期基本計画
(令和8(2026)年度～令和12(2030)年度)**

発行日／令和8年3月

編集・発行／三重県朝日町 企画情報課

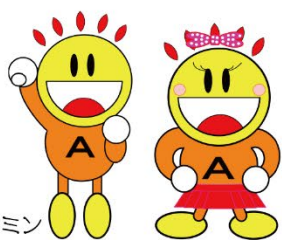
〒510-8522

三重県三重郡朝日町大字小向 893 番地

電話：059-377-5663



第6次朝日町総合計画後期基本計画 朝日町



アーミン アミリ